

専決処分の報告について
(工事請負金額の変更)

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、
同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月10日提出

那覇市長 知念 覚

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、請負金額の 100 分の 5 以内でその金額が 1,000 万円を超えない範囲の工事請負金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 1 月 23 日

那覇市長 知念 覚

- 1 議決事件名 工事請負契約について（大名市営住宅第 4 期建替工事（B 棟・建築））

（令和 5 年 3 月 17 日同意）

工 事 名 大名市営住宅第 4 期建替工事（B 棟・建築）

契約の相手方

受注者 野原建設・正吉建設・IMI CORPORATION 共同企業体

代表者 住所 沖縄県那覇市長田 2 丁目 10 番 32 号

商号 株式会社 野原建設

氏名 代表取締役 上地 修

構成員 住所 沖縄県那覇市字仲井真 365 - 2

商号 株式会社 正吉建設

氏名 代表取締役 赤嶺 勲

構成員 住所 沖縄県那覇市上之屋一丁目 10 番 10 号

商号 株式会社 IMI CORPORATION

氏名 代表取締役 池原 紀夫

- 2 変更する事項 契約金額

既 決 金 額 928,830,100 円

変更する金額 935,018,700 円

